

---

プロジェクト **企業会計基準等の年次改善プロジェクト**

項目 **公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討**

---

## 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会では、2024 年 11 月 21 日に、以下の企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告の公開草案を含む、公開草案「2024 年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。

### I. 包括利益の表示に関する提案

- ・ 企業会計基準公開草案第81号（企業会計基準第25号の改正案）「包括利益の表示に関する会計基準（案）」（2024年11月21日公表）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第83号（企業会計基準適用指針第9号の改正案）「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針（案）」（2024年11月21日公表）（以下「株主資本適用指針改正案」という。）

### II. 特別法人事業税の取扱いに関する提案

- ・ 企業会計基準公開草案第82号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（2024年11月21日公表）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第84号（企業会計基準適用指針第28号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」（2024年11月21日公表）

### III. 種類株式の取扱いに関する提案

- ・ 実務対応報告公開草案第69号（実務対応報告第10号の改正案）「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い（案）」（2024年11月21日公表）
2. 本公開草案に対するコメントは 2025 年 1 月 20 日に締め切られ、5 通のコメント・レター（団体等 3 通、個人 2 通）が寄せられた。当委員会では、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。
  3. 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。

### 公開草案を再度公表することの必要性

4. 公益財団法人財務会計基準機構「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」第20条第5項では、以下のとおり記載されている（文中の「委員会」とは、「企業会計基準委員会」を指す。）。

「企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。」

そのため、本公開草案の公表以後に修正した項目について、公開草案を再度公表する必要性の有無を検討する必要がある。

5. 本公開草案の公表以後、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
(1) 本公開草案に共通する変更			
適用時期の明確化	本公開草案では、適用を公表日以後最初に開始する年度とし、早期適用を公表日以後最初に終了する年度とすることを提案していた。	公表日ではなく具体的な日付を記載することとした。 適用を2025年4月1日以後最初に開始する年度とし、早期適用を2025年3月31日以後最初に終了する年度とした。	適用時期の明確化を図るものである。再公開草案を行うほどの重要性はないため、公開草案を再度公表する必要はないものと考えられる。
① 包括利益会計基準 <sup>1</sup> 第16-6項			
② 株主資本適用指針 <sup>2</sup> 第14-4項			
③ 法人税等会計基準 <sup>3</sup> 第20-4項			
④ 税効果適用指針 <sup>4</sup> 第65-4項			
⑤ 実務対応報告第10号 <sup>5</sup> 適用時期等			

<sup>1</sup> 審議事項(7)-3 改正企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」

<sup>2</sup> 審議事項(7)-4 改正企業会計基準適用指針第9号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」

<sup>3</sup> 審議事項(7)-5 改正企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」

<sup>4</sup> 審議事項(7)-6 改正企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

<sup>5</sup> 審議事項(7)-7 改正実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
20XX 年改正 実務対応報 告			
(2) 株主資本適用指針改正案の変更			
「組替調整額」と 「当期発生額」の 記載順序 (株主資本適用 指針第 11-2 項)	本公開草案では、個別株主資本等変動計算書について例示している株主資本適用指針改正案第 11 項の記載順序と整合させる提案をしていた。	連結株主資本等変動計算書と連結包括利益計算書との連携を重視し、企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」の設例のその他の包括利益の内訳の注記例と整合的に、「当期発生額」、「組替調整額」の順番となるように提案を修正した。	寄せられたコメントを踏まえ、他の会計基準との整合性を図るために項目の記載の順番を変更したのみである。本公開草案の提案内容を変更するものではないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。

6. 上記の検討の結果、現状の文案では、公開草案を再度公表する必要性はないと考えられる。

### ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以 上